

村岡まさつぐ一般質問と答弁

【村岡県議】

日本共産党の村岡正嗣です。傍聴にお出で頂いた皆さんへは、心より感謝申し上げます。新型コロナウイルスの感染が拡大し、県民に不安が広がる中、学校の休校も始まりました。現在、対策本部を中心に感染防止に全力であたっている、と承知をしますが、保健所機能の拡大等をはじめ、引き続いて、万全の対策を求めるものです。それでは、一般質問に入らせて頂きます。

SDGs と知事の政治姿勢＝核兵器廃絶・気候変動・ジェンダー平等について

SDGs とは、2030年までに持続可能で、よりよい世界を目指す、17のゴール・169のターゲットから構成された国際目標のことです。大野知事が「日本一暮らしやすい埼玉を実現する政策2019」と「埼玉版SDGs」を発表し、「誰ひとり取り残さない、持続可能な発展・成長をする埼玉県づくり」を目指す、としたことは高く評価するものです。

そこで3点お伺いします。

第1に、SDGs 第16指標、「平和と公正をすべての人に」に関わり、核兵器廃絶についてです。2017年、国連で画期的な核兵器禁止条約が採択されました。今年には被爆75年です。核不拡散条約再検討会議も開かれます。埼玉県では、これまでも被爆者援護や、原爆死没者の慰霊に一貫して取り組み、前知事も多くの首長とともに核兵器禁止を求める「ヒバクシャ国際署名」に協力してきました。

75年という節目の年にあたり、核兵器禁止条約の意義について、知事の見解をお示し下さい。

【知事】

村岡正嗣議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、「SDGs と知事の政治姿勢」についてのお尋ねのうち、「核兵器廃絶について」でございませう。

人類史上初めて原子爆弾が広島そして長崎に投下され、多くの尊い命を一瞬にして奪い去ったあの悪夢から、今年で75年を迎えます。

高齢となられた被爆者の方々は、75年前の惨禍を背負って暮らしておられます。

こうした悲劇を二度と繰り返さないためにも、核兵器のない平和な国際社会の実現に取り組んでいくことが、唯一の戦争被爆国民である日本人に課せられた使命ではないかと考えております。

核兵器禁止条約は、被爆者が受けた苦しみに留意した上で、核兵器の非人道性を強調し、いかなる場合にも核兵器の開発や保有、使用などを禁じるとともに、核兵器使用による威嚇も禁じています。

その一方で、我が国は周囲を核兵器保有国に囲まれている現状があります。

アメリカとの同盟により、我が国が相互確証破壊に基づく抑止力、つまり核の傘で守られ

ていることも紛れもない事実であります。

一方で、唯一の被爆国として核兵器のない平和な国際社会を実現するという条約の趣旨も広めていく必要があります。

そのためにも我が国としても、しっかりと条約の協議には参加するべきだと考えているところであります。

【村岡県議】

第2に、SDGs第13指標、気候変動・温暖化対策についてです。

国連のグテレス事務総長が、石炭火力発電所について、2020年以降の新規建設中止を訴えるなど、石炭火力からの脱却は世界の流れとなっています。

国連環境計画は、日本に対し、石炭火力発電所の建設をやめ、既存の火力発電所を停止する日程表を作るように勧告をしています。知事はどう受け止めますか、見解をお示してください。さらに、国連の要請にこたえ、埼玉県が、「CO₂ゼロ宣言」を行い、全国に先駆けた、独自の温暖化対策を打ち出していきたい。知事の決意をお聞かせ下さい。

【知事】

次に、「気候変動について」のうち、石炭火力発電所停止に関する勧告に対する見解についてでございます。

石炭火力発電は、発電コストが安価である一方、二酸化炭素を多く排出することから、温暖化対策上は課題があります。

私たちの生活や経済活動に不可欠である電力は、石炭のほか、天然ガス、再生可能エネルギー、原子力などによっても生み出されますが、コストや環境負荷、供給安定性などに関し、どのエネルギーにもそれぞれに一長一短があります。

我が国全体の電力をどのような電源構成で賄うかは、全国的な見地から国が、長期エネルギー需給見通しで決定をしております。

県といたしましては、温暖化対策や災害時の安心安全の確保などの観点から、再生可能エネルギーや分散型エネルギーなどの普及に努めてまいりました。

今後、取組を本格化させる埼玉版スーパー・シティプロジェクトにおいて、太陽光発電あるいは蓄電池などから得られる再生可能エネルギーを効果的に活用していけるよう、新たな視点での検討も行ってまいります。

次に、「CO₂ゼロ宣言」を行い、全国に先駆けた独自の温暖化対策を打ち出すことに対する決意についてでございます。

気候変動問題は将来の人々の生活にも重大な影響を及ぼすものです。

国際的にも、また国内においても政府ばかりではなく、自治体や事業者、さらには国民一人一人が英知を結集し、主体的に今から取り組まなければならない課題であると考えております。

本県では、これまでも大規模事業者に対する目標設定型排出量取引制度や93万人の県民

が参加するエコライフDAYなど、先進的な温暖化対策を積極的に進めてまいりました。

今後も県が率先して行動し、市町村、県民や事業所の皆様とともに2050年にCO²排出実質ゼロを実現できるよう、具体的な道筋を検討してまいります。

【村岡県議】

第3に、SDGs第3指標、ジェンダー平等に関わってです。世界経済フォーラムが公表した、グローバル・ジェンダー・ギャップ指数で、日本は153カ国のうち、121位となり、過去最低を更新しました。知事公約の取り組みでは、県庁における女性管理職の割合を増やすとしています。

ならば思い切って、女性幹部の登用、5割目標の計画を立て目指すべきです。知事の見解をお伺いいたします。

知事が1月、川越市で開かれた「LGBT」成人式に出席して挨拶をされたことは、参加者に大きな希望を与えました。

来年度予算案には、LGBTQの実態調査費が初めて計上されましたが、知事の取り組みへの決意をお聞かせ下さい。

【知事】

次に、「ジェンダー平等について」のお尋ねのうち、女性幹部の登用5割目標の計画を立て目指すことについてでございます。

本県の女性管理職の割合は、平成21年度の5.0パーセントから、令和元年度には10.2パーセントに上昇し、この10年間で約2倍となっています。

県では平成28年4月に策定した「埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン」において、令和7年度末における女性管理職の割合を概ね20パーセント程度とすることを目標としています。

今年度の知事部局の採用者に占める女性の割合は、約4割となっており、可能な限り早期に女性管理職の割合をこの割合に近づけていきたいと考えています。

一方で、職員の登用は能力の実証に基づいて行うことから、現状と大きくかけ離れた登用目標を掲げることは、公平な人材登用の妨げにつながる懸念も存在します。

まずは、育児や介護などによる時間的な制約が昇任意欲の低下や能力を伸ばす機会の喪失につながることはないよう、キャリア形成の支援や環境整備に努め、女性管理職の登用を進めてまいります。

次に、LGBTQに関する取組への決意でございます。

私はかつて、トランスジェンダーの小学生が修学旅行の部屋割を苦にして、自殺を考えたという話を聞いたことがあります。

LGBTQの方の多くは誰にも相談できず、一人で悩み苦しんでいらっしゃいます。

カミングアウトできない方も政策の対象に加え、寄り添い、支援しなければならないと考えてまいりました。

県ではこれまで県民講座の開催や相談機関での対応など、啓発や相談に努めてまいりました。

LGBTQの方の多くは周囲からの差別や偏見などを恐れ、当事者であることを家族に対してですら隠して生活しており、その実態がよく分からないのが現状であります。

そこで令和2年度は、カミングアウトできない方も含め、当事者が直面する様々な困難な状況を把握する実態調査を実施し、その結果を踏まえ必要な支援を検討し実施してまいります。

また、LGBTQの方が自分らしく能力を発揮するためには、当事者の方にとって働きやすい職場の環境づくりが重要であります。

そこで、県内企業に対する研修やパンフレットの配布による啓発事業に新たに取り組んでまいります。

LGBTQの困難な実態をよく把握し、誰一人取り残されることがない社会の実現に向けて取組を進めてまいります。

【村岡県議】

豪雨災害犠牲者ゼロへ 防災・被災者支援対策の強化を

昨年の台風19号は、死亡4名、住家被害・全壊134棟、半壊541棟という甚大な被害をもたらしました。特に、4名という痛ましい犠牲を出してしまったことに胸が痛む思いです。改めてご冥福をお祈りするものです。日本災害情報学会会長の片田敏孝東大特任教授は、「災害ごときで、人が死んではならない」と訴え全国を回っておられます。特に台風19号は、気象庁も3日前から特別警戒警報を発令していました。豪雨災害は事前に予知できる災害です。私は、豪雨災害において、「死亡者ゼロ」を目指すべきと考えます。しかし、県防災計画には、地震については減災目標4000人などと明記していますが、豪雨災害には、具体的な目標は書いてありません。

県防災計画を見直して、豪雨災害の減災目標を「死亡者ゼロ」と宣言すべきです。知事の決意をお示しください。

知事は、新年度予算案として、思い切った河川整備を打ち出しておられます。今回決壊した流域など積極的に進めるべきです。しかし豪雨災害は、ハード対策に全面的に依存すべきではありません。危険な地域は、避難する、そのための施策を徹底すべきです。その際に必要なのは、「空振りを恐れない」ことです。台風19号の際、県がいち早く、40市町村の災害救助法適用を決断したことは評価できます。国と県の財政的裏付けが明確になってこそ、市町村は安心して避難指示ができます。しかし、残り8市町が1週間後の指定となったことは残念です。

今後の災害の際、県は適用にあたっては、同法施行令第1条第1項第4号規定を積極的に活用し、「1日でも避難が発生する恐れのある地域は広く適用する」という、「空振りを恐れない」姿勢を市町村に示して頂きたい。知事の答弁を求めます。

【知事】

次に、「豪雨災害犠牲者ゼロへ 防災・被災者支援対策の強化を」についてのお尋ねのうち、豪雨災害の減災目標を「死亡者ゼロ」と宣言することについてでございます。

豪雨については事前に発生を予想しやすく、災害が発生するまで一定時間ありますので、宣言をするまでもなく、死亡者ゼロを目指すべきものと考えております。

このため、自分の命は自分で守るという意識を県民の皆様を持っていただき、早めに避難行動を取っていただくことが重要です。

県では、事前の注意喚起や防災情報をタイムリーに提供するなど、県民一人ひとりが自らの判断で適切な行動を取れるよう、市町村とともに取り組んでまいります。

また、関係機関との連携をより強固なものとして、実効性のある防災体制を整えてまいります。

次に、災害救助法施行令第1条第1項第4号の規定を積極的に活用し、広く法を適用する姿勢を市町村に示すことについてでございます。

台風第19号では、県内40市町村に大雨特別警報が発令されるなど大規模な災害の発生が予見されました。

避難所に多くの方が避難すると見込まれたため、救助費の半分を負担する内閣府と協議を重ね、災害救助法施行令の4号基準を活用し、災害救助法を適用したところであります。

今後も市町村の被害情報を的確に収集し、空振りを恐れることなく4号基準を積極的に活用してまいります。

【村岡県議】

また、台風19号の際に、指定避難所が浸水したことは重大です。県地域防災計画には、豪雨災害の指定避難所は、「震災対策編を準用する」とあります。

風水害対策編の指定避難所の記述を、豪雨を想定し、訂正すべきと考えます。危機管理防災部長の答弁を求めます。

避難指示に従わない、避難をためらわせる理由、の一つに、避難所の待遇の問題があります。避難所について、一人当たりの面積基準など具体的な数字は書かれていません。徳島県の避難所運営マニュアル作成指針には、国連難民高等弁務官事務所が定める、難民キャンプ設置の最低基準である一人あたり3.5平米を確保すると明記されています。また、「落ち着いてきたら、段ボールや仕切板を用いて個人の空間を確保する」ともあります。

指定避難所について、少なくとも、このぐらいの基準は明記すべきではないでしょうか、危機管理防災部長の答弁を求めます。

【危機管理防災部長】

「豪雨災害犠牲者ゼロへ 防災・被災者支援対策の強化を」についてお答えを申し上げます。

まず、地域防災計画風水害対策編の指定避難所の記述についてでございます。

台風第19号をはじめこれまでの災害で得られた教訓や課題を踏まえ、現在、地域防災計

画の改訂に向けて準備を進めているところでございます。

一つの避難所がすべての災害に対して安全な場所であるとは限りませんので、豪雨災害の場合に活用する避難所を明確にしておくことについて、風水害対策編の中に記述していきたいと考えております。

次に、指定避難所の基準についてでございます。

地域防災計画では、指定避難所の指定基準として十分な面積を有する施設であることを示しておりますが、災害の種類や規模によって避難者の数が大きく異なることや、避難施設の広さも様々でありますので、避難所における一人当たりの面積の基準を県として一律に示すことは難しいものと考えております。

一方、個人や世帯のプライバシーを保護するため、県が策定している「避難所の運営に関する指針」の中で、間仕切りの設置について市町村に働き掛けております。

また、東日本段ボール工業組合の御協力をいただき、段ボール製の間仕切りを市町村の避難所に提供する体制を整えております。

被災者の方々が安心して避難できるよう、居住スペースの確保を含め市町村とともに避難所の環境整備に取り組んでまいります。

【村岡県議】

しかし、世界の水準はこのようなものではありません。イタリアの避難所は、ベッドと清潔なトイレユニット、1時間で1000食準備可能なキッチンカーで、あたたかな食事に、イタリアなのでワインが付くのが当たり前です。災害で生き延びた命を、その後の悪環境によって失ってはなりません。

知事、こうした世界の先進に学び、人権を守れる避難所の基準作りを、急ぐべきと考えますが、知事の見解をお答え下さい。

知事は、災害の時代に、新たに埼玉版 FEMA として、災害対策本部の強化を実施することです。消防防災課が二つに分かれ、消防課と災害対策課となることは大いに評価します。しかし、増員は課長1名とのこと、少なすぎます。人員増を求めますが、どうか？また、県土整備事務所は、この10年間で26人も激減しています。これでは県土は守れません。早急に増員し、せめて10年前に戻すよう求めます。知事よりお答え下さい。

【知事】

次に、人権を守れる避難所の基準作りについてでございます。

県では、市町村の避難所運営に関する基準作りを支援するため、平成27年度に「避難所の運営に関する指針」を定めたところでございます。

この指針では、女性のための着替えや授乳場所を確保することや、高齢者にも利用しやすい洋式トイレを用意することなど、配慮すべきポイントをまとめております。

現在台風第19号の対応について、避難所の運営も含め検証作業を進めています。

検証結果を踏まえて「避難所の運営に関する指針」を改訂し、避難所の環境改善が図られ

るよう、県としてもしっかりと市町村を支援してまいります。

次に、災害対策課と県土整備事務所の人員増についてでございます。

令和2年度から、危機管理防災部に災害対策課を新設し、全庁体制の中心として災害対応をリードさせることといたしました。

また、埼玉版FEMAの手法を取り入れた関係機関との連携強化やBCPの抜本的な見直しに取り組むため、危機管理課に3人増員いたしました。

災害対応の企画立案から実際の対応までの機能を、組織、人員の両面から総合的に強化したところであります。

議員御指摘のとおり、県土整備事務所には、この10年間で26人の定数が減らされております。

その中身を見ますと、用地補償業務の一部を民間委託に切り替えたことによるものが15人、公園事務を都市整備部に移管したことによるものが9人などとなっています。

一方で、橋りょうの耐震補強や水辺再生事業を進めるために増員するなど、執行方法の見直しや業務量の増減に応じて毎年度適切に定数を措置してきたものと理解をしております。

令和2年度についても、連続立体交差事業を新たに設置する鉄道高架建設事務所に移管するなどの見直しを行いました。

同時に、台風第19号の災害からの復旧と復興を進めるため6人増員することとしております。

引き続き必要な見直しを行った上で、災害に強い埼玉を早急に構築してまいります。

【村岡県議】

障害児者の家族にとって「入所施設」＝「くらしの場」はまったなし

「障害者総合支援法」施行から7年、障害児者家族の現状は、むしろ深刻さを増しています。所謂、4070問題は今や50歳代の障害のある子どもを80歳代の親が見る、5080問題となっています。「親亡きあと我が子はどうなるか」行場もなく将来も見通せない、不安は広がるばかりですが、ではその先に6090は有りうるのか、あり得ません。「人生に疲れた」「親子心中をいつも考えてしまう」こうした声まで聞こえる危機的状況と言えます。障害児者の家族の一番の願いは「入所施設」所謂「暮しの場」です。川口市に昨年4月に開所した入所施設では、定員40人に200人を超える応募で、多くの見学者が訪れました。体重が38kgしかない78歳の母親と、60kgの51歳の息子との二人暮らしの方も、見学に来られたそうです。今、埼玉で入所施設を待ち望んでいる人は1600人に達しています。県はこれまで施設整備について、「必要性は分かるが国へ言っていく」との答弁を繰り返すにとどまっています。

知事、せめて埼玉県として、計画的に入所施設整備に踏み出して頂きたいのです。5ヵ年、あるいは10ヶ年の整備計画をつくって頂きたい。それが生きる希望となるのです。その為にも、当事者との協議検討の場をつくって頂きたい。知事の答弁を求めます。

【知事】

次に、「障害児者の家族にとって『入所施設』＝『暮らしの場』は待ったなし」のお尋ねのうち、入所施設の整備計画についてでございます。

国は、入所施設から地域生活への移行を積極的に推進する観点から、施設の入所者数の削減を図ることを基本方針としています。

このため、県が独自に入所施設の整備計画を策定することは、大変、難しい状況であります。

一方、強度行動障害や重複障害などの重い障害により、地域で暮らすことが困難な方々もおられます。

住み慣れた居場所を確保し、安心して暮らしていただくことが大事だと考えております。

県では障害者の入所施設が不足している実情を国に強く訴え、平成31年4月には県内に3か所の入所施設を整備をいたしました。

今後も、地域での生活が困難な重度の障害者のため、必要な入所施設の整備を進めてまいります。

次に、当事者との協議検討の場を設けることについてでございます。

私は、障害者やその御家族から御意見をいただくことは、障害者のニーズを踏まえた施策を進めていくためにも、極めて重要と考えております。

これまでも、埼玉県自立支援協議会の委員就任を障害者の当事者団体の代表にお願いし、障害者の視点に立った貴重な御意見をいただいております。

引き続き、こうした場などを活用し、障害者やその御家族から御意見を伺いながら、地域の支援体制の整備に努めてまいります。

【村岡県議】

今年1月、埼玉県内の障害児者の家族、施設職員らによる「暮らしの場を考える会」と、県との懇談の場に同席させて頂きました。懇談の席で、知的障害で障害支援区分6のダウン症の息子さんのお母さんがこう話されました。

「入所施設には、専門性のある職員集団がいること。継続性があること。広い建物であること。働く場があること。そして、地域とつながっていること。

などの役割があると思いますが、それらが組み合わされることで、大きな支援の力が生まれます。その支援があることで、障害があっても、ただ弱い人ということではなく、ひとりの人として、その人らしい自立の仕方で、その人らしい人生を、築いていけるのではないかと思います。息子のことを考えた時、恐らく自分の家族を持つということは難しいでしょう。そんな息子にとって、そこが仕事が終わったら、早く帰っていきたい、みんなに会いたい、そして、楽しいと思える場所だとしたら、そこはやがて第二の家庭、そして家族と呼べるものになるかも知れない。そうなったら、親としても本望です。その時には、心から子の自立を喜び、それまでずっと握り続けてきた我が子の手を、ようやく、離してあげられるのでは

ないかと思えます。入所施設にはそんな大きな役割がある、と、私は考えています。だからこそ、本当に必要で入れてあげたいと、思っているのです。でも、その入所施設が足りません。入れる施設が周りにはありません。」と、そのお母さんは訴えられたのです。そして、そのお母さんは最後にこう言いました。

「多くの親は愛する子の為なら、たとえ、床を這ってでも介護をするでしょう。でも、それで良いのでしょうか。その姿は普通でしょうか。家族介護には必ず限界がきます。今一度、そんな人たちの、日々の暮らしを想像してください。

今一度、その実態に目を向けて下さい。」

知事、この声は、一人の母親だけの声ではありません。障害児者の家族、関係者全ての声です。知事はこの声をどう受けとめられますか、このお母さんに何とお答えになりますか、障害児者の家族の皆さんに、「埼玉で暮らせて本当に良かった」と思える県政にして頂きたい、ご所見をお聞かせ下さい。

【知事】

「埼玉で暮らせて本当に良かった」と思える県政についてでございます。

障害のあるお子さんの行く末を心配される親御さんの思いは、私も強く受け止めております。

私は、障害があっても安心して暮らすためには、障害者の生活を地域全体で支える仕組みが必要と考えています。

そのため、障害者が困ったときの相談体制や、緊急時の一時受入れ先の確保、自立した生活に向けたグループホームの体験入所の仕組みなどを市町村と連携し、進めているところであります。

あわせて、必要な入所施設の整備を引き続き進めてまいります。

こうした取組により、障害があっても住み慣れた居場所で安心して暮らすことができ、誰一人取り残さない、日本一暮らしやすい埼玉県の実現を目指して全力で取り組んでまいります。

【村岡県議再質問要旨】

入所施設に関し既存の組織で当事者の声を聞いていくとのことだが、様々な当事者がいる。もう少し幅広く当事者、関係者の意見を聞いていくとのことによいか。

【知事】

村岡正嗣議員の再質問、先ほどの私の答弁の障害者御家族にとっての入所施設に関し、貴重な意見を聞くということについては、必要性を既存の枠にとどまらず幅広く検討することか、という御質問にお答えをさせていただきます。

今、国としては入所施設について減らしていくということが基本方針であります。

その困難な中ではありますけれども、可能な限り、幅広く御意見を伺えるよう工夫をしていきたいと思っております。

【村岡県議】

医師不足解消と健康長寿の埼玉を目指して

2016年に策定した「埼玉県地域医療構想」では、2025年までに入院医療の需要は約1.3倍、在宅医療などの需要は1.8倍に増加すると推計し、課題解決のためには、健康長寿の取組み、地域包括ケアシステムの構築、医療提供体制の充実とあります。何よりも大切なのは、医療体制の充実です。しかし埼玉県人口10万人当たりの医師数は、169.8人で全国最下位です。

医師不足解消、医師確保についての知事の決意を伺います。

【知事】

「医師不足解消と健康長寿の埼玉を目指して」のお尋ねのうち、医師不足解消、医師確保についてでございます。

人口10万人当たりの医師数では全国最下位となりますが、医師不足への対応策としては、医師数全体を増やすことに加えて、秩父、北部などの特定地域や、小児・産科・救急など特定診療科の医師の充足を図ることが、まず大切であると考えます。

地域や診療科の偏在を解消する上で、特に有効なのが地域枠などの医学生向けの奨学金制度です。

奨学金制度は、一定期間特定地域や特定診療科の病院に従事することを前提に貸し付けており、令和12年には400人の医師を確保できる見込みになっています。

また、医療現場の即戦力となる医師を確保することも大切です。

このため令和2年度からは新たな取組として、優れた指導環境を整備するための、県外の大学病院から県内病院に指導医と専門医をチームで派遣していただく、そして後期研修医の確保に努めてまいります。

私は、医師確保は県政の最重要課題の1つと考えておりますので、しっかり取り組んでまいります。

【村岡県議】

その上で、健康長寿の取組みも重要です。私は小鹿野町を視察しました。

小鹿野町は、町立病院と保健センター、地域包括支援センターが町立で一体的な運営がされ「地域ケア会議」「包括ケア会議」で、高齢者などの情報共有を図り、各担当の取組みや課題を発表し、職員の連携と資質の向上を図っています。町立病院外来の患者についても、「認知症の心配があるのでは?」「においがする。お風呂に入っていないのでは?」医療、保健、福祉につなぎ、連携して生活全般を支えています。その中心が保健師です。小鹿野町の保健師一人当たりの担当人口は、1169人で県内2位の手厚い体制です。保健課の課長さんは、「職員が地域の人顔がわかるのが強み」と語り、「保健師は、受け入れられやすい存在です。警察官や、税金徴収事務職員と違って、保健師は家の中に入れてもらえる」と語っていました。このマンパワーこそが、健康長寿のカギであり、結果、医療費を低く抑えています。2018年度の後期高齢者医療費を見ると、小鹿野町の一人当たりの医療費は約7

0万円。県平均の84万円より13万円以上も低いのです。

10年前、県は健康プロジェクト計画策定にあたって、小鹿野町に学び、鳩山町、ときがわ町での検証を経て、健康長寿プロジェクトを推進してきました。しかし、年とともに、県の健康プロジェクトは、ウォーキングや、体操を個人に促すだけの、自助努力中心へと、変化したと言わざるをえません。これでは本当の健康長寿実現は危ういと感じます。

小鹿野町の町立病院を核とした、保健師中心のマンパワー強化こそ、全县に広げていくべき教訓ではありませんか、知事の見解を伺います。

【知事】

次に、健康長寿の取組についてでございます。

議員お話しの小鹿野町の取組は、県が健康長寿の取組を進めるに当たり、最初に研究させていただいたものであります。

小鹿野町では、医師、保健師、管理栄養士などの多職種の連携や保健師によるきめ細やかな訪問指導により、成果を上げていました。

県では、他の先進的な事例も研究し、医療費削減効果や取り組みやすさを踏まえ、東松山の「毎日1万歩運動」と加須の「筋力アップトレーニング」を基本とする「健康長寿埼玉モデル」を構築し、推奨しています。

県では小鹿野町の取組も、市町村が取り組める好事例として紹介しており、これを学び、成果を上げている事例も既にございます。

健康長寿の取組は、市町村が地域の実情に応じて、工夫しながら取り組んでいただくものだと考えております。

県としては、市町村の取組をしっかりと把握し、効果的な取組を行った市町村については表彰を行い、市町村担当者の情報交換会を開催することなどで優良事例の横展開を図り、健康長寿の取組を推進してまいります。

【村岡県議】

県総合リハビリテーションセンターは直営を堅持し拡充を

1982年3月開所の、埼玉県総合リハビリテーションセンターは、障害者に対するリハビリテーション活動の、本県における中核施設として、相談・判定から、医療・職業訓練・社会復帰までの、総合的なリハビリテーションを実施するとともに、リハビリテーションの技術向上を図るための研究・研修事業を実施し、障害者の福祉向上に大きく貢献しています。開所当初、入院病床数は19床でしたが、現在は120床まで拡充しています。障害のある方たちの生活を支える県リハの役割は、ますます重要となっています。

そのような中、県リハの在り方を検討するとして、昨年8月から3回、「総合リハビリテーションセンター在り方検討会議」が開かれていますが、委員8名中、障害当事者代表は1名であり、県リハを必要としている障害者の声が十分反映される会議になっているとは言えません。在り方検討会議を傍聴した障害者の方から「議論は独法化ありきで進んでいて、県リハの果たすべき役割よりも、経営形態の話が中心なのは、おかしいのではないか」との声

が上がっています。県リハについては、あらゆる障害に対応した拡充こそ必要であり、また、県直営だからこそ、民間病院では受け入れることができない重症患者を積極的に受け入れることができるのです。

県リハは直営を堅持し、独法化すべきではないと考えますが、知事のご所見を伺います。また、在り方検討会議の委員構成については、障害当事者の委員を思い切って増員すべきです。福祉部長の答弁を求めます。

【知事】

次に、「県総合リハビリテーションセンターは直営を堅持し拡充を」のお尋ねでございます。

総合リハビリテーションセンターは、公立病院として民間病院では受入れが困難な方に対する政策的医療を担っておりますが、効率的で持続可能な運営の必要があることから、病床利用率の向上を図るなど、経営改善に取り組んでまいりました。

また、病院の経営状況の見える化を図り、より効率的な運営につなげるため、令和3年度から現在の一般会計による運営を公営企業会計に移行することといたしております。

しかし、経営形態について、私は、現時点で地方独立行政法人化ありきという考えは持っておりません。

まずは経営改善にしっかり取り組み、そして公営企業会計移行後に、経営状況を十分に検証してまいります。

その上で、改めて在り方検討会議を通じて外部有識者などの御意見を頂きながら、適切な経営形態を判断する必要があると考えております。

【福祉部長】

「県総合リハビリテーションセンターは直営を堅持し拡充を」についてお答えを申し上げます。

まず、「在り方検討会議の委員構成については、障害当事者の委員を増員すべき」についてでございます。

議員お話の「総合リハビリテーションセンター在り方検討会議」は、センターの経営形態や在り方について検討するため今年度設置し、3回の会議を開催したところです。

この検討会議は、外部委員4名と関係課職員などの庁内委員4名の計8名の委員で構成しております。

外部委員につきましては、それぞれの専門分野から、埼玉県医師会の代表者、民間のリハビリテーション病院の経営者、他県の県立リハビリテーション病院の経営者、障害者団体の代表者をお願いをしているところです。

病院部門の担うべき政策的医療や経営形態の検討を進めていくという観点から、適切な委員構成であると考えております。

また、障害当事者の意見を広く聞くことも必要です。

このため、22の障害者団体にアンケート調査を実施し、その意見を在り方検討会議で報

告しております。

今後とも障害当事者の意見を踏まえながら、検討を進めてまいります。

【村岡県議】

さらに先日、脊髄損傷があり、県リハに通院して10数年になる方から、次の声が寄せられました。「県リハの泌尿器科の医師が不在となった。今年の3月には閉鎖する。近くの泌尿器科へうつって下さいと言われた。」「脊髄損傷者の場合、カテーテルなどを使って排尿しなければならぬので、感染症のリスクがある。障害者の診察経験もノウハウの蓄積もない泌尿器科では、責任ある診察ができるとは考えられない。」「県リハの対応ひとつで、我々患者の生活は、激変してしまう。県リハは生命線。泌尿器科の専門医を早く探して、再開して欲しい。」との悲痛な訴えでした。

県リハはその理念に「あらゆる障害の方に対応し、その人らしい自立した生活ができるよう、良質で信頼される医療・福祉の提供」を掲げています。

福祉部長、泌尿器科の閉鎖など、絶対にあってはなりません。あらゆる手立てを尽くして、全力で泌尿器科の医師を確保すべきです。福祉部長の答弁を求めます。

【福祉部長】

次に「泌尿器科の閉鎖は絶対に行ってはならず、あらゆる手立てを尽くして医師を確保すべき」についてでございます。

泌尿器科は、脊髄損傷などによる排尿障害への対応など、障害者支援の観点からも大変重要な機能であり、廃止することは考えておりません。

このため、大学の医局への働きかけや医師人材紹介会社を活用するなど、医師の確保に努めてまいります。

【村岡県議】

肢体不自由児の負担軽減と川口に特別支援学校を

越谷特別支援学校は肢体不自由児の学校です。その元保護者の方のお話を聞きました。お子さんは4歳の時、低酸素脳症で気管切開を行い、肢体不自由、知的障害を負いました。小学校入学直前には、24時間呼吸器、経鼻経管栄養となり、1年生の終わりに亡くなったそうです。川口市の方で、学区は越谷特別支援学校でした。埼玉県では、重症の気管切開の子どもは、スクールバスに乗せてもらえません。お母さんは、自宅から学校まで自動車を運転し、1時間半かけて送迎しなければなりません。お子さんは衝動的に、呼吸器や気管のチューブを抜く危険があり、抜かれると、1分から2分で意識を失うそうです。

「夜、子どもが眠る時、足に酸素モニターをつける。呼吸器が外れたり、毎日睡眠時間は、4時間程度だったと思います。」「居眠り運転の危険もあり、子どもを後ろに乗せて運転していくのは『死のドライブ』でした」と語っています。緊張と恐怖で、保護者自身がメンタル疾患となり、運転も出来なくなるケースもあります。保護者が送迎できなければ、訪問教育しか道はなく、その方のお子さんも訪問教育となりました。お子さんは、月1回だけ、学校

に行けるスクーリングが楽しみだったそうです。学校でよその子どもたちと羽つきをして、勝ったと喜び、負けたと悔しがり、コミュニケーションが生まれたと言います。お母さんは「やっぱり、子どもは子どもの中で育つ」「もっと、学校に通わせてあげたかった」と語っておられました。

こうした、医療的ケアを必要とする子どもたちの学校に行くことの困難な実態、過酷な保護者の負担の現状について、知事はどうお考えか、お聞かせ下さい。

東京都は、看護師がスクールバスに同乗し、医療的ケアを必要とする子どもがバスに乗れるようにする事業を始めました。当初、看護師確保に苦労していたようですが、訪問看護ステーションと連携をとって、派遣してもらうなどをはじめ、看護師確保を増やしているとのこと。埼玉でも同じように始めて頂きたい。教育長の答弁を求めます。

【知事】

次に、「肢体不自由児の負担軽減と川口に特別支援学校を」についてのお尋ねでございます。

障害のある子供たちが安心して学校に通える環境を整えることは大変重要であると考えております。

私も、肢体不自由特別支援学校に通う子供の保護者から、通学負担の現状についてお話を伺う機会がありました。児童生徒や保護者の通学負担が大きいことは、課題として認識しております。

とりわけ、医療的ケアを必要とする児童生徒の負担や、学校までの送迎をする保護者の苦労は、より一層大きいものと感じています。

この課題については、対応を検討するよう、既に教育委員会に伝えており、調査研究を進めているというふうに聞いております。

今後、期限を区切って、肢体不自由特別支援学校の通学負担の緩和に関する調査研究の進捗状況について、フォローアップをさせていただきます。

【教育長】

御質問6「肢体不自由児の負担軽減と川口に特別支援学校を」についてお答えを申し上げます。

まず、医療的ケアが必要な児童生徒がスクールバスに乗車できるよう看護師を確保すべきについてでございます。

現在、医療的ケアが必要な児童生徒も、主治医の指導助言などを踏まえ、バス乗車中に医療的ケアが必要ないと判断される場合は乗車しております。

一方、乗車中に医療的ケアを実施しなければならない児童生徒がバスに乗車するためには、器具の消毒や、安全に実施するための停車の必要性、さらには看護師の確保など課題がございます。

医療的ケアが必要な児童生徒の通学手段の確保につきましては、ケアの内容や、保護者の負担軽減といった観点も踏まえ、どのようなことができるのか、東京都などの先進事例を参

考に引き続き研究してまいります。

【村岡県議】

埼玉県には、県立の肢体不自由特別支援学校が9校しかなく、学区が広域化しています。越谷特別支援学校は、今年の1月23日時点で245名が在籍するマンモス校で、過密化は大問題です。通学区域は、松伏町や川口市など7市1町に及び、川口市の生徒児童は、77名と最大です。スクールバスは13便の内、7便が川口市からの通学バスで、リボンシティを起点とするコースは、学校まで所要時間は1時間半です。家からバス停までの時間を考えれば2時間近く、往復4時間の通学です。身体が痛くなっても自分で姿勢を直せません。首の角度が変わると、呼吸が苦しくなったりします。そんな子どもたちが毎日命をかけて学校に通っているのです。この過酷な通学時間を短縮し、保護者と子どもの負担軽減のためには、川口に肢体不自由のための特別支援学校をつくることです。

川口市内には廃校となり、運動場など代替利用されている旧学校用地が5カ所あります。それらの活用も含め、川口での肢体不自由の学校整備について、県の側から、川口市との協議を行って頂きたい、どこに解決の方策を見出せるか、保護者や関係者との協議の場をつくらせて頂きたい、教育長の答弁を求めます。

【教育長】

次に、川口市への肢体不自由特別支援学校の整備に向けて、市及び保護者等と協議の場をつくるべきについてでございます。

県立肢体不自由特別支援学校の通学区域が広域となっており、地域によっては通学の負担が大きいことは、課題として認識しております。

越谷特別支援学校の通学負担の緩和については、これまでも川口市教育委員会と意見交換を重ねており、川口市内に学校の設置を求める声があることも承知しております。

また、県特別支援学校PTA連合会からも、通学負担の緩和について要望をいただいております。

引き続き、喫緊の課題である知的障害特別支援学校の過密対策を進めるとともに、越谷特別支援学校の通学負担の緩和に向けた手法について、川口市などと協議をしてまいります。

【村岡県議再質問要旨】

関係する保護者や家族には、教育長が答弁したようなメッセージが届いていない。

川口市などと協議をしていくとの答弁だったが、関係する保護者や家族の意見を聞く場をもっと幅広く持っていただきたいと思うが、教育長の考えを伺う。

【教育長】

村岡正嗣議員の御質問6 肢体不自由児の負担軽減と川口に特別支援学校をについての再質問にお答えを申し上げます。

越谷特別支援学校へ川口市内から通う児童生徒の通学負担が非常に大きいということに

については、かねがね、教育委員会としても憂慮しております。

叶うことであれば、川口市内に肢体不自由特別支援学校を予算も認めていただいた上で作ることができればと思います、川口市ともこれまで公的な施設の活用が可能ではないかなどについて相談をしてきているところでございます。

保護者等の御意見もこれまでも伺っておりますけれども、今後も幅広く保護者を含め、御意見を伺ってまいりたいと思っております。

【村岡県議】

文化・芸術活動のもつ力と障害者アートについて

昨年12月、さいたま芸術劇場での近藤良平と障害者ダンスチーム「ハンドルズ」の公演を観劇しました。県立芸術総合高校・ダンス部が共演し、障害のある人もない人も、それぞれの個性を生かし、踊り、演じ、全員が輝いていました。幸福な時間と空間を共有させて頂きました。改めて、演劇、舞踊、音楽、美術などの表現活動には、多様性を尊重し、人と人の相互理解を深める力・可能性があると思えました。

今、SDGsの実現が、世界中で求められています。私はSDGsの実現には、こうした文化・芸術活動が不可欠と考えます。知事のご所見を伺います。

【知事】

最後に、「文化・芸術活動の持つ力と障害者アートについて」のお尋ねのうち、SDGsの実現には文化・芸術活動が不可欠であることについてでございます。

私も障害者によるダンスチーム「ハンドルズ」の公演を鑑賞し、愉快的表現に笑い、躍動感あふれるパフォーマンスに心惹(ひ)かれました。

公演を鑑賞した方からは、「自分の心にある偏見に気が付いた」「表現することに障害の有無は関係ないと思った」こういった多くの声が寄せられています。

その活動が評価され、今年度は文化庁やNHKなどからお招きいただき、県外でも公演をしています。

多くの人々の心をとらえるハンドルズの活動は、障害の有無に関わらず多様性を認め合う共生社会の理念を体現するものであります。

私は、誰一人取り残さない社会を目指すSDGsを実現していく上で、こうした文化・芸術の力は大きいと実感しているところです。

【村岡県議】

さいたま芸術劇場は「創造する劇場」として、世界トップレベルの芸術作品を創造、発信、提供し、故蜷川幸雄監督も称賛した芸術劇場です。吉田鋼太郎監督による「彩の国シェイクスピア・シリーズ」の公演も大好評で、若手演劇集団「さいたまネクスト・シアター」も注目されています。

「舞台は時代を映す鏡」と言われますが、「蜷川レガシー」の継承の意義は、大きいものがあります。芸術監督が不在の中で、今後、どう継承を図っていくおつもりか、知事の決意

を伺います。

【知事】

次に、「蜷川レガシー」をどう継承していくのかについてでございます。

故蜷川(にながわ)幸雄(ゆきお)芸術監督は、「彩の国シェイクスピア・シリーズ」や高齢者演劇の「さいたまゴールド・シアター」、若手演劇の「さいたまネクスト・シアター」など特色ある取組を国内外に発信し高い評価を得てまいりました。

「ゴールド・シアター」は、国内各地はもとより、フランス、ルーマニア、香港など海外からも招へいされて公演を行い、彩の国さいたま芸術劇場の知名度を世界的に広めていただきました。

こうした蜷川監督が残されたレガシーは、県にとって大変重要な財産であると考えています。

平成28年に、残念ながら蜷川監督が亡くなられた後も、蜷川監督の薫陶(くんとう)を受け共に作品を作ってきたスタッフを中心に、蜷川レガシーをしっかりと守りながら、劇場運営に当たっています。

世界でも類を見ないシェイクスピア全37作品を上演する「彩の国シェイクスピア・シリーズ」は、吉田鋼(よしだこう)太郎(たろう)さんが引き継ぎ、33作品目から精力的に作品づくりを行っています。

「ゴールド・シアター」、「ネクスト・シアター」などの取組でも、若手の新進演出家を迎え新作を発表するなど、活発に活動を続けています。

現在、空席となっている芸術監督につきましても、蜷川監督が残されたレガシーを引き継ぎつつ新たな展開が図れるような方を前提に、芸術文化振興財団とともに、今、慎重に検討をしているところでございます。

今後とも、芸術劇場において、蜷川レガシーをしっかりと継承するとともに、新たな展開も加えて発展させ、優れた舞台芸術を積極的に発信してまいります。

【村岡県議】

次に、学校での演劇鑑賞教室について、今、その数は減少の一途です。しかし、鑑賞した生徒からは、「私自身、夢もなくやりたいこともない。今は介護福祉士の資格をとって、人の役に立ちたいと思っているけど、それが本当にやりたいことなのか、分かりません」「でも、演劇を観て、これから自分と向き合っていきたい、と思えました。引き込まれ、とても考えさせられた演劇でした。」との感動の声もあります。そこで、学校での演劇鑑賞の果たす役割について、教育長の所見を伺います。

本県議会では、2018年12月「高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願」が採択されました。この間の高校における演劇鑑賞への支援、今後の取組みについてもあわせてお答え下さい。

【教育長】

次に、御質問7「文化・芸術活動の持つ力と障害者アートについて」お答えを申し上げます。

まず、「学校での演劇鑑賞の果たす役割について」でございます。

演劇鑑賞等の体験は、子供の豊かな情操を養うとともに、生涯にわたり文化や芸術に親しむ態度や、思考力・判断力・表現力等を育成する上で大きな役割を果たしていると考えております。

次に、「高校における演劇鑑賞への支援、今後の取組について」でございます。

県立高校では、各学校の実情に応じて芸術鑑賞会を実施し、生徒が演劇や伝統芸能、音楽などの文化芸術に親しむ機会を設けております。

県では、平成30年12月定例県議会での請願採択を受け、各県立高校に対し、演劇鑑賞等の文化芸術に触れる機会を確保するよう通知するとともに、校長会議等において働き掛けを行ってまいりました。

その結果、平成30年度に演劇鑑賞を実施した県立高校は29校でしたが、令和元年度は40校が実施いたしました。

引き続き、校長会議等において、請願の趣旨や演劇鑑賞の果たす役割について周知するとともに、実践事例を情報提供するなど、高校生が演劇鑑賞等の文化芸術に触れる機会の確保に努めてまいります。

【村岡県議】

ところで、県立近代美術館での絵画を、視覚障害者の方に観てもらおう「視覚障害者向けガイド」を知り驚きました。学芸員の皆さんが、展示されている絵画を真似た立体絵画をつくり、それを視覚障害者の方に、実際の絵画の前で指先で触ってもらいながら脇で解説する。絵の形や空間の広がりなどをイメージしてもらおうという素晴らしい取組みです。

美術館から遠い位置にいる人々へ、感動を提供することは、公立美術館の重要な使命です。是非、その為の環境整備を進めて頂きたい。教育長に伺います。

【教育長】

次に、「美術館から遠い位置にいる人々へ感動を提供するための環境整備」についてでございます。

公立美術館は、全ての方と文化芸術をつなぐ重要な役割を担っております。

近代美術館では、障害のある方が芸術に触れ、楽しんでいただくために、議員お話の「視覚障害者向けガイド」など様々な取組を実施しております。

「視覚障害者向けガイド」の参加者からは「遠近感や筆遣いが分かって良かった」などの感想をいただいております。

このほかにも、近代美術館では、特別支援学校等にアーティストと共に職員が訪問して創作体験などを行う「ミュージアム・キャラバン」や出前授業など、来館が難しい方へのアウトリーチ活動も進めております。

障害のある方が文化芸術への理解を深め、楽しんでいただくためには、様々な御意見を踏まえ、障害の程度や種別などに応じた展示や解説について工夫していくことが求められます。

今後、近代美術館において、一つ一つの取組を丁寧に積み重ねていくことにより、障害のある方へ、文化芸術による感動をより一層提供できるよう努めてまいります。

【村岡県議】

先日、川口にある社会福祉法人みぬま福祉会の、工房「集」を視察しました。障害者福祉施設ですが、アトリエやギャラリーが併設され、重度障害の人たちが、絵を描いたり、機織りをしたり、創作活動を仕事として取り組んでいます。職員さんは「彼ら本人が、新しい価値を、社会に投げかけていく主役として、位置づけて、対等平等な関係をつくる機会になると思います」と語っていました。支援者の一人、アートディレクターの中津川浩章さんは、「アートは才能やクオリティ、希少性に、意味と価値を見出していく部分があり、一方、福祉は公平性や平等性、そして、日々の暮らしや想いに価値を置いている。しかし、福祉とアートには、もう一歩、内側の深い場所での出会いがある。」と語っています。

そこで、知事の障害者アートに対する所見をお聞かせ下さい。

さて昨年の、第10回埼玉県障害者アート企画展は、135名の作家、約500点の作品で、多くの来場者に感動を与えました。関係者からは、「埼玉の良さは、みんなが主体的なこと。施設職員や美術の先生、行政の人たちも一緒になって、協同で作り上げていく。それを埼玉方式と呼んでいます。」と誇らしげです。県主催ではじまったこの企画展は、今は、埼玉県障害者アートネットワークが主体となり、県の障害者芸術文化活動・普及支援事業となっています。厚労省補助金と県補助金が主な財源です。

本県での障害者アートを、さらに発展させるためには、県として、さらなる、積極的な財政支援が不可欠です。知事の答弁を求めます。

【知事】

次に、障害者アートについてでございます。

障害者が創作する作品には、作者の内面や生きるエネルギーをストレートに表現したすばらしい作品が数多くあり、人々の共感を呼び起こします。

私も、障害者アートは、自己表現や社会参加という福祉的な意義とともに芸術的な価値を持っており、障害者への理解を深め、心のバリアフリーを社会に浸透させていく力があると考えています。

次に、県としての積極的な財政支援についてであります。

県では、障害者アートが持つ可能性に早くから着目し、その振興に取り組んでまいりました。

「障害者アート企画展」は、福祉施設や大学など民間団体の協力をいただき、平成21年度に始まりました。

当初は県が中心となっておりましたが、現在は、民間のネットワークが主催し、県と連携

して展覧会を運営しており、他県のモデルともなっています。

経費面についても、平成30年度から、展覧会の開催や、障害者アートに取り組むための相談・人材育成などの活動に助成を行っています。

今後とも、障害者アートの振興のため、効果的な支援を検討・実施してまいります。